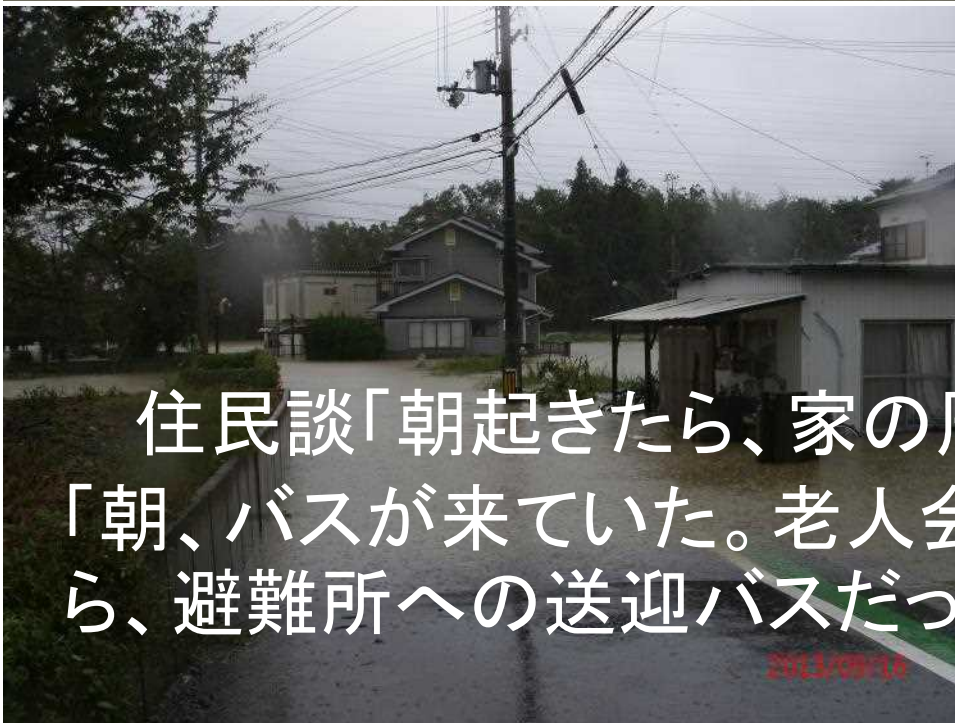


平成25年台風18号の状況 (平成25年9月16日(月・祝(敬老の日)))



住民談「朝起きたら、家の周りがプールになっていた」
「朝、バスが来ていた。老人会の旅行かな？と思っていたら、避難所への送迎バスだった」



安曇川への排水路

浄化センター

民家

農地

安曇川

-  避難所
-  集谷場所等

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

2F軒下までつかる程度	5m
	4m
	3m
1F軒下までつかる程度	2m
大人の腰までつかる程度	1m
大人のヒザまでつかる程度	0.5m



高島市朽木野尻（安曇川沿い）



平成25年台風18号の状況 (平成25年9月16日(月・祝))



住民談「家の2階で、水位が下がることを祈るしかなかった。」

「洪水は自然現象」
「水害は社会現象」

水害時に人命被害が生じる要因

～人命被害回避のための状況把握～

1. 河川整備の遅れ、限界
→ながす、ためる
2. 水防活動、避難行動の遅れ、
限界 →そなえる
3. 無防備な市街化 →とどめる

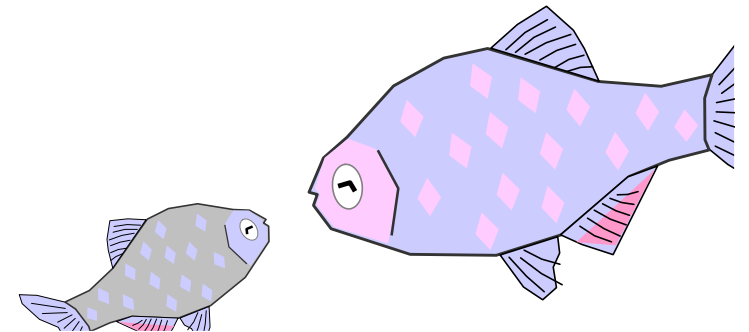
「どのような洪水からも
命を守る」

「多重防衛」

流域治水条例の 主な施策

■先人の知恵のリバイバル

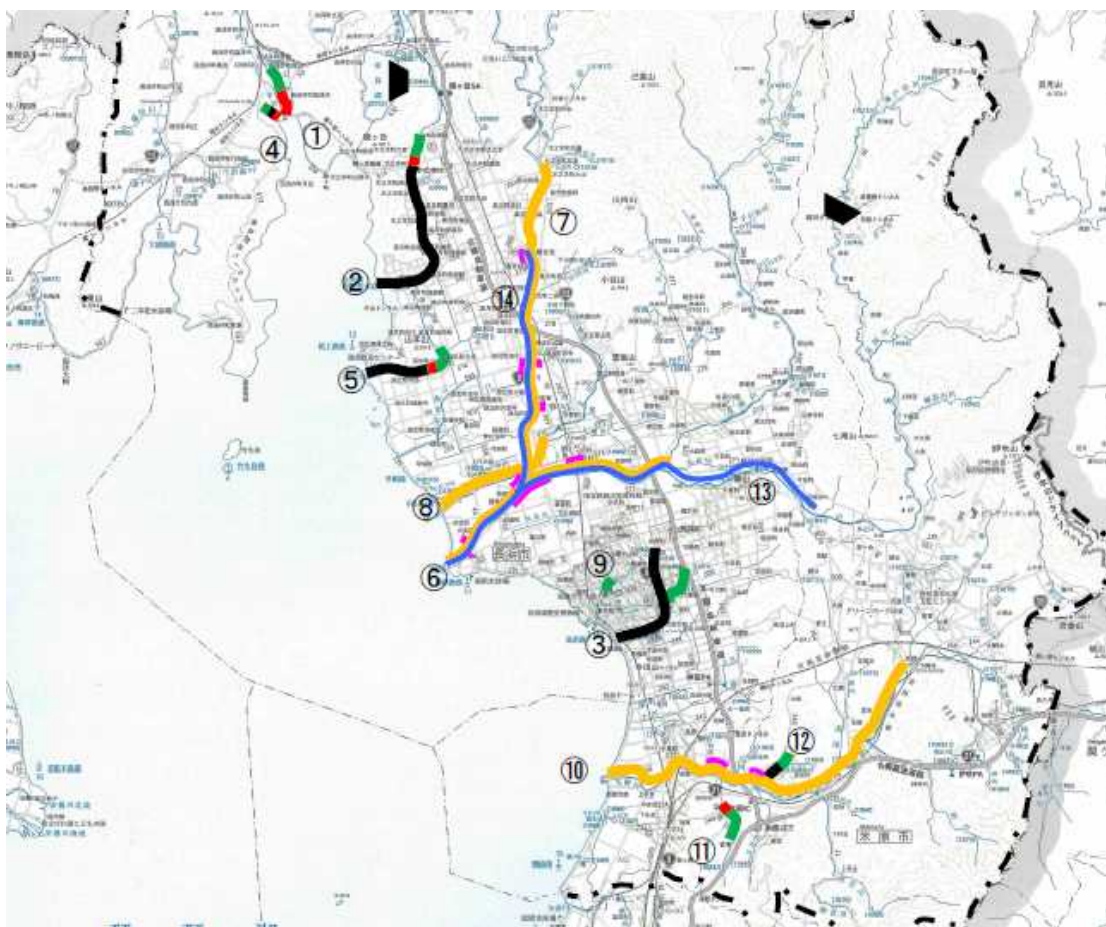
→持続可能な琵琶湖流域のマネジメント



河川整備計画、5ヶ年計画

県は、**地先の安全度マップ**と事業中箇所を対比

→河川整備計画に反映(新たに、田川を追加)



実施予定区間
間
区間
取り組む区間
: 検証中ダム

「ながす」対策と流域治水の目標

- 「ながす」対策の目標 = national minimum
 - 小河川 10年確率の洪水
 - 大河川 戦後最大洪水(おおむね30年確率程度)
を川の中に閉じこめる。130年後に達成
(残事業費6000億円÷ H25予算45億円=)
- 流域治水の目標
 - どのような洪水にあっても →200年確率
 - ①人命が失われることを避け(最優先)
 - ②生活再建が困難となる被害を避ける

先人の知恵

- いろいろな施設で雨水貯留

滋賀県流域治水条例(第10,11条)

- 建物、公園、運動場などの管理者等が、雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化

引き続き、県は率先取り組み！



▲滋賀県南部総合庁舎(草津市)
玄関にも雨水貯留タンクを設置しています



▲高時小学校(長浜市)
ビオトープ兼用の雨水貯留施設

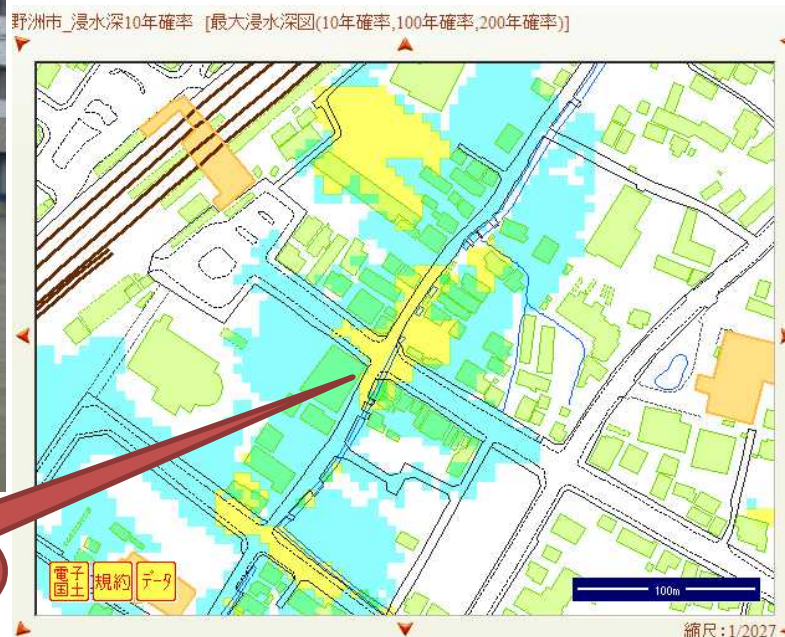
先人の知恵

- ・ 頻繁な洪水の経験

県土地開発公社、財政課公有財産担当、
企業誘致推進室等は、率先実施中

滋賀県流域治水条例(第29条)

- ・ **宅地建物取引業者**は、宅建取引時に、取引の相手方に水害リスク情報を提供することを努力義務化



写真の
箇所

普段は水害に無縁に見える街も、大雨のときには浸水する(右:平成25年台風18号時)

そなえる

人づくりでも治水

先人の知恵

- 災いをやり過ごす知恵の伝承



滋賀県流域治水条例(第30～34条)

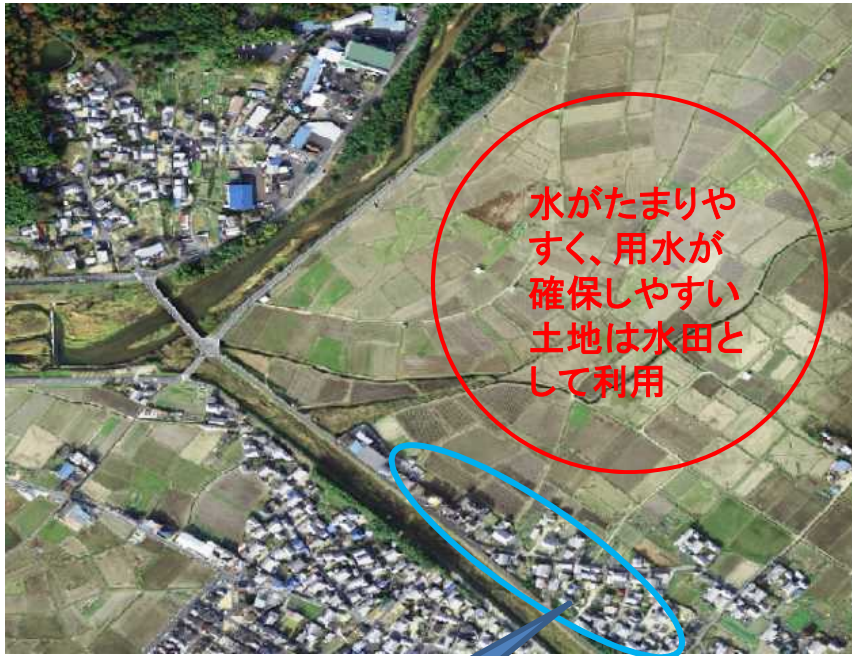
- 県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める
 - 水害に強い地域づくり協議会
 - 出前講座



とどめる まちづくりでも治水

先人の知恵

- 特性に応じた土地利用

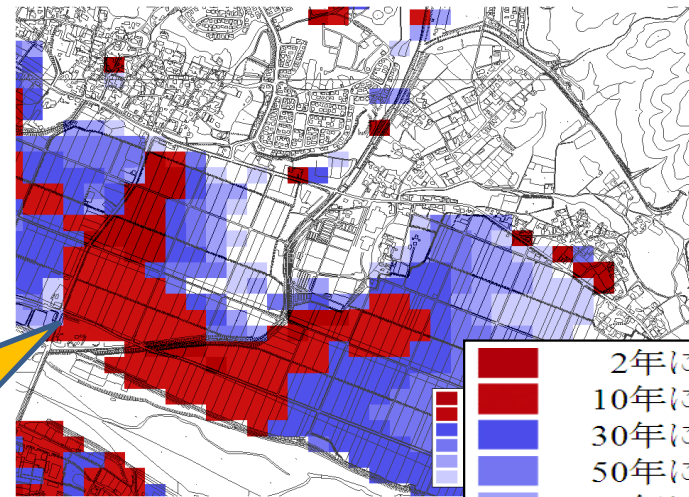


堤防沿いの高台は住宅

「地先の安全度マップ」を都市計画法施行令第8条の関連通達の運用に活用

滋賀県流域治水条例(第24条)

- 10年確率の降雨(**時間雨量50mm**、24時間170mm)の際に**50cm以上の浸水**が予想される区域は、新たに市街化区域には含めない。
 - ただし、対策がされていればOK。



床上浸水の年発生確率

とどめる

家づくりでも治水(平成27年3月施行予定)

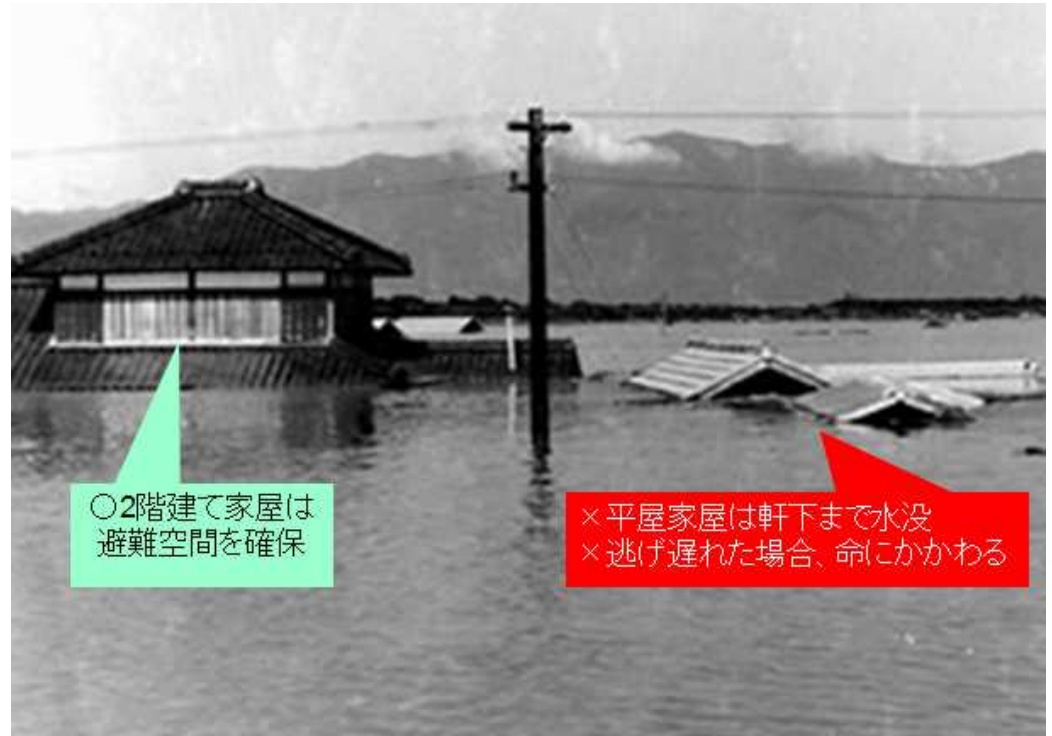
先人の知恵

- 住宅の嵩上げ



滋賀県流域治水条例(第13～23条)

- 知事は、水害リスクの高い区域を「浸水警戒区域」に指定し、区域内での住居等の建築に際しては耐水化構造をチェック(第5章)



○2階建て家屋は
避難空間を確保

×平屋家屋は軒下まで水没
×逃げ遅れた場合、命にかかわる

とどめる みちづくりでも治水

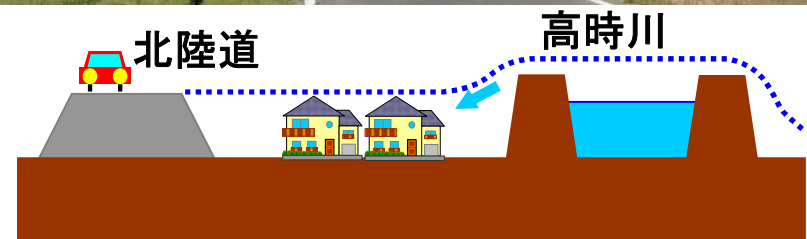
先人の知恵

- 水害リスクの増減を意識した交通路整備(新幹線など)



米原市箕浦 昭和34年伊勢湾台風

- 事業者は、盛土構造物の設置等により、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならぬ。



防災に関する国の施策の流れ

～ハード整備だけでなくソフト対策でも命を守る～

	土砂災害防止法	津波防災地域づくり法	流域治水条例
契機	H11.6.29 広島豪雨災害 24名死亡	H23.3.11 東日本大震災	近隣府県で大水害が頻発する状況の中、全国で初めて「 地先の安全度 」を明らかにしたこと。
開発規制・建築規制を導入した経緯	「すべて対策工事により安全を確保していくとした場合には、膨大な時間と費用が必要になると見込まれる。」(土砂災害防止基本指針)	「 構造物の防災機能にのみ依存することの限界が改めて認識された。 」(国土交通白書) 「 災害には上限がない 」(津波防災まちづくりの考え方) ↓ 発生頻度と被害の大きさにより「 レベル1 」と「 レベル2 」に分類 (東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告)	「 河川などの治水施設の整備は、根幹的な治水対策として今後も強力に推進していきますが、近年の厳しい財政状況もあり、整備完了までには相当の期間が必要です。 」 「 一方で、整備途上や、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。 」(滋賀県流域治水基本方針)

流域治水条例



きっかけは、地先の安全度



水害で県民の命が失われる前に取り組みたい。

水害情報発信 - 水害の記録と記憶 -

琵琶湖河川事務所 ▶

滋賀県ホームページへ ▶



<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/>

平成25年台風18号 被害の記録 <http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/taifu18/photo.html>

条例の検討状況 <http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/kentoujyoukyou.html>

お問い合わせ:

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

Tel: 077-528-4291 E-mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp